

# 平成25年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成26年 3月17日 (月) 9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第67号議案	静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正	……	1
第68号議案	静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則	……	6
第69号議案	静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)の策定	……	9
第70号議案	静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則	……	15
<非>第71号議案	平成25年度末教職員人事異動	……	非
<非>第72号議案	平成26年度新規採用教職員の決定	……	非
<非>第73号議案	平成26年度再任用教職員の決定	……	非
第74号議案	静岡県高等学校教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案)	……	21
第75号議案	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則(案)	……	27
第76号議案	静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則	……	31
第77号議案	静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	……	34

(3) 報告事項

(4) 閉 会



第 67 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

## <第 67 号議案 概要>

### 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

#### 1 改正の理由

- ・ 平成 26 年度教育委員会事務局組織改編、清流館高等学校及び天竜高等学校の開校に伴う所要の改正を行った。
- ・ 特定信書便の導入に伴う所要の改正を行った。

#### 2 改正の内容

- ・ 別表第 1 に新設される所属における「課名等の頭字」を規定した。
- ・ 特定信書便の導入に伴い文書等の送達の方法（第 54 条）に「特定信書便」を追加した。

#### 3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

本 庁  
各 教育 事務 所  
埋 蔵 文化 財 センター  
各 教育 機 関  
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年 月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文 夫

改正前				改正後					
(文書等の送達の方法) 第54条 文書等は、郵送、使送又は直渡しの方法により送達するものとする。				(文書等の送達の方法) 第54条 文書等は、郵送、 <u>特定信書便</u> 、 <u>宅配便</u> 、使送又は直渡しの方法により送達するものとする。					
別表第1（第11条関係）				別表第1（第11条関係）					
種別	番号	課名等	課名等の頭字	種別	番号	課名等	課名等の頭字		
本庁	(略)	(略)	(略)	本庁	(略)	(略)	(略)		
	5	学校教育課	教学		5	義務教育課	教義		
	6	学校人事課	教人		6	高校教育課	教高		
	7	社会教育課	教社		7	特別支援教育課	教特		
	8	文化財保護課	教文		8	社会教育課	教社		
	9	スポーツ振興課	教ス		9	文化財保護課	教文		
	10	情報化推進室	教政情		10	スポーツ振興課	教ス		
	11	人権教育推進室	教政人		11	健康安全教育室	教総健		
	12	小中学校教育室	教学小中		12	情報化推進室	教政情		
	13	高校教育室	教学高		13	人権教育推進室	教政人		
	14	特別支援教育室	教学特						
	15	高校再編整備室	教学再						
	教育事務所	(略)	(略)		(略)	教育事務所	(略)	(略)	(略)
	2	静岡教育事務所教職員課	東教教		2	静岡教育事務所地域支援課	東教地		

	(略)		
4	静岡教育事務所教職員課	西教教	
埋蔵文化財センター	(略)		
教育機関(県立学校を除く。)	(略)		
6	総合教育センター総務企画課	総教総	
7	総合教育センター教職員研修課	総教教	
8	総合教育センター授業づくり支援課	総教授	
9	総合教育センター人づくり支援課	総教人	
10	総合教育センター東部支援班	総教東	
11	焼津青少年の家	焼青	
12	観音山少年自然の家	観少	
13	富士山麓山の村	富士山	
中学校	(略)		
高等学校	(略)	(略)	(略)
52	(略)	(略)	(略)
53	静岡県立大井川高等学校	大井川高	学校
54	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	(略)	(略)
59	静岡県立吉田高等学校	吉田高	学校
60	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
69	(略)	(略)	(略)
70	静岡県立春野高等学校	春高	学校
71	(略)	(略)	(略)
72	(略)	(略)	(略)
73	静岡県立二俣高等学校	二高	学校

	(略)		
4	静岡教育事務所地域支援課	西教地	
埋蔵文化財センター	(略)		
教育機関(県立学校を除く。)	(略)		
6	総合教育センター総務企画課	総教総企	
7	総合教育センター専門支援課	総教専支	
8	総合教育センター総合支援課	総教総支	
9	焼津青少年の家	焼青	
10	観音山少年自然の家	観少	
11	富士山麓山の村	富士山	
中学校	(略)		
高等学校	(略)	(略)	(略)
52	(略)	(略)	(略)
53	(略)	(略)	(略)
54	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
58	(略)	(略)	(略)
59	(略)	(略)	(略)
60	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
69	(略)	(略)	(略)
70	(略)	(略)	(略)
71	(略)	(略)	(略)
72	(略)	(略)	(略)
73	(略)	(略)	(略)

	74	<u>静岡県立天竜林業高等学校</u>	<u>天林高</u>
	75	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	105	(略)	(略)
特別支援学校	(略)		

	74		
	75	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	105	(略)	(略)
	<u>106</u>	<u>清流館高等学校</u>	<u>清流館高</u>
	<u>107</u>	<u>天竜高等学校</u>	<u>天竜高</u>
特別支援学校	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。





第 68 号議案

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 〈第 68 号議案 概要〉

### 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

#### 1 改正の理由

賀茂郡南伊豆町議会による南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部改正及び浜松市議会による浜松市立学校給食センター条例の一部改正に伴い、廃止となるへき地指定学校及び共同調理場があるため、所要の改正を行う。

#### 2 改正の内容

南伊豆町の小学校の廃止及び浜松市の学校給食センターの廃止に伴い、該当するへき地指定学校及び共同調理場を別表第 1 から削る。

- (1) 南伊豆町立三浜小学校 (別表第 1 区分 / 1 級地)
- (2) 浜松市佐久間学校給食センター (別表第 1 区分 / 1 級地)

#### 3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1				別表第1			
	所在地	学校・共同調理場名	級別区分		所在地	学校・共同調理場名	級別区分
小学校	(略)			小学校	(略)		
	賀茂郡南伊豆町下小野640	(略)	(略)		賀茂郡南伊豆町下小野640	(略)	(略)
	<u>賀茂郡南伊豆町子浦1472</u>	<u>三浜小学校</u>					
	沼津市戸田883	(略)					
	(略)	(略)					
(略)			(略)				
共同調理場	(略)			共同調理場	(略)		
	(略)	(略)	(略)		浜松市天竜区春野町気田380の13	(略)	(略)
	浜松市天竜区佐久間町中部437の1	<u>浜松市佐久間学校給食センター</u>					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



第 69 号議案

静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）の策定

静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）を別添のとおり策定する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）の策定

（教育政策課）

### 1 目的

静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン第 2 期計画」及び国の「教育の情報化ビジョン」、「フューチャースクール推進事業」、「世界最先端 I T 国家創造宣言」等を踏まえて、本県における教育の情報化を推進し、「有徳の人」づくりを支援するため、静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）（以下、「第 2 期計画」という。）を策定する。

### 2 第 2 期計画の概要

平成 23 年度に策定した当初計画で想定した、おおむね 10 年先を見通した本県の教育の情報化の目指すべき姿と、平成 23 年度から平成 25 年度までの当初計画の進捗状況の評価や課題、情報通信技術の動向を踏まえて、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間に、総合的かつ計画的に取り組む事業を示した。

### 3 当初計画からの主な改正点

#### (1) 現在の課題に関すること

##### ア 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成

- ・情報通信技術の急激な進展に伴う、子どもたちを取り巻く学習環境の変化や国の施策への対応について記載（17 ページ（1）-オ）
- ・施策・事業「情報活用能力育成のための ICT 環境の整備（1-1-1）」に、情報活用能力を確実に身に付けることができる ICT 環境整備を記載
- ・施策・事業「ICT 活用による特別な支援を必要とする児童生徒の学習の充実（2-1-2）」に提示用デジタル機器を含む ICT 環境の整備を記載
- ・新たに、施策・事業「学校、家庭、地域の連携における ICT 活用（1-1-5）」を追加し、学びの場の充実への ICT 活用を記載

##### イ 学校・教職員アンケート調査に基づく教育現場ニーズや社会的ニーズへの対応

- ・ICT の整備状況に合った研修の実施や ICT 活用に関する実践的な研修方策などの検討を記載（22 ページ（4）-エ）
- ・施策・事業「教職員に対する ICT 研修の実施（1-1-3）」に情報モラルや情報セキュリティに関する研修の充実を記載
- ・施策・事業「教科指導における ICT 活用の促進（2-1-1）」に教科指導で効果的に活用できる ICT 環境の整備や ICT 活用による分かりやすい授業の普及啓発を記載

#### (2) 当初計画の評価

静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」の評価及び静岡県教育委員会情報化推進委員会評価の結果を記載（11～15 ページ）

#### (3) 将来ビジョン

専門部会及び県市町ワークショップでの検討結果に基づき、将来を見据えた教育の情報化のビジョンを記載（110～113 ページ）

(4) その他

ア 各基本方針による関連性を見直すことにより、第2期計画の事業数は当初計画の46本から59本、再掲事業数は当初計画の17本から29本とした。

イ 施策・事業の進捗を的確に把握するため、実施計画の記述内容を明確にするとともに実績欄を設け、各年度の管理を可能とした。

4 施策・事業一覧

基本方針		基本計画（中区分）	基本計画（個別施策）
1 情報活用能力の向上と情報モラル教育の推進	1 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成	1 情報活用能力の育成のためのICT環境の整備	1 情報活用能力の育成のためのICT環境の整備
		2 情報ネットワークシステムの運用	2 情報ネットワークシステムの運用
		3 教職員に対するICT研修の実施	3 教職員に対するICT研修の実施
		4 教材等のデータベース化の推進	4 教材等のデータベース化の推進
		5 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（新規）	5 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（新規）
	2 学校、家庭、地域における情報モラル教育の推進	1 高度情報社会における適切な活動の基盤となる情報モラルの育成	1 高度情報社会における適切な活動の基盤となる情報モラルの育成
		2 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）	2 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）
		3 教材等のデータベース化の推進（再掲 1-1-4）	3 教材等のデータベース化の推進（再掲 1-1-4）
		4 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲 1-1-5）	4 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲 1-1-5）
2 情報端末・デジタル機器の整備充実とデジタル教科書・教材の普及促進	1 情報端末・デジタル機器の整備充実とデジタル教科書・教材の普及促進	1 教科指導におけるICT活用の促進	1 教科指導におけるICT活用の促進
		2 ICT活用による特別な支援を必要とする児童生徒の学習の充実	2 ICT活用による特別な支援を必要とする児童生徒の学習の充実
		3 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）	3 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）
		4 インターネットを活用した学習環境の充実	4 インターネットを活用した学習環境の充実
		5 パソコンやソフトウェアの適正管理	5 パソコンやソフトウェアの適正管理
3 学校・教職員へのサポート体制の充実	1 教員のICT活用指導力の向上と支援	1 県立学校における教育の情報化推進の支援	1 県立学校における教育の情報化推進の支援
		2 教育委員会による学校情報化推進の支援	2 教育委員会による学校情報化推進の支援
		3 教材等のデータベース化の推進（再掲 1-1-4）	3 教材等のデータベース化の推進（再掲 1-1-4）
		4 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）	4 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）
		5 教職員研修におけるICT活用の推進	5 教職員研修におけるICT活用の推進
	2 校務の情報化推進と支援	1 校務用コンピュータの活用・改善	1 校務用コンピュータの活用・改善
		2 校務処理（成績処理等）の標準化とICT活用	2 校務処理（成績処理等）の標準化とICT活用
		3 市町立学校における教育の情報化の推進の支援	3 市町立学校における教育の情報化の推進の支援
		4 教育に関する情報の共有化による校務の効率化	4 教育に関する情報の共有化による校務の効率化
		5 学校事務におけるICT活用	5 学校事務におけるICT活用
		6 市町立学校事務におけるICT活用	6 市町立学校事務におけるICT活用
4 安全・安心な学校づくり	1 危機管理、安全管理体制等のICTによる支援	1 災害時におけるICT活用	1 災害時におけるICT活用
		2 防災教育推進におけるICT活用	2 防災教育推進におけるICT活用
		3 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲 1-1-5）	3 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲 1-1-5）
	2 情報セキュリティ対策	1 総合的な情報セキュリティ対策の実施	1 総合的な情報セキュリティ対策の実施
		2 県立学校における教育の情報化推進の支援（再掲 3-1-1）	2 県立学校における教育の情報化推進の支援（再掲 3-1-1）
		3 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）	3 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3）
		4 パソコンやソフトウェアの適正管理（再掲 2-1-5）	4 パソコンやソフトウェアの適正管理（再掲 2-1-5）

基本方針		基本計画（中区分）	基本計画（個別施策）
5	生涯学習の振興支援	1 生涯学習社会の実現に向けた体制づくりの支援	1 行政と地域、民間企業との連携・協働におけるICT活用
			2 生涯学習の理念や情報提供におけるICT活用
			3 インターネットを活用した学習環境の充実（再掲 2-1-4）
			4 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲 1-1-5）
		2 学習環境や学習内容の充実に関する支援	1 ICTの活用による図書館サービスの充実
			2 静岡県図書館ネットワークの活用推進
			3 県立中央図書館の蔵書の電子化
			4 地域人材情報のデータベース化と活用
			5 県民全体の情報活用能力の育成
			6 文化財の保存・活用と未来への継承におけるICT活用

\* 基本方針6 教育の情報化の着実な推進のための連携は、1～5による再掲事業

## 5 検討過程

年月	検討事項
平成25年4月	関係諸機関調整
5月	第1回情報化推進委員会幹事会開催(5/21)
6月	第1回情報化推進委員会開催(6/5)
7月	第1回専門部会開催(7/30)
	教育の情報化に関するアンケート(7/30～8/22 市町)
9月	教育情報化推進ワークショップの開催(9/12)
	第2回情報化推進委員会幹事会開催(9/20)
10月	第2回専門部会開催(10/8)
	県立学校ICT活用事業実践研究(3月まで)
11月	第3回専門部会開催(11/12)
	他県先進事例視察(11/15)
	「フューチャースクール推進事業」及び「学びのイノベーション事業」 成果発表会参加(11/16)
12月	学校等関係諸機関への意見照会(12/18～1/16)
	第3回情報化推進委員会幹事会開催(12/26)
平成26年1月	第3回情報化推進委員会開催(1/27)
2月	教育委員会定例会(2/17)
	第4回情報化推進委員会幹事会開催(2/24)
3月	教育委員会定例会(3/17)

## 6 その他

第2計画策定後は、県ホームページや県教育委員会 Facebook ページ に一般公開するとともに、市町教育委員会、関係機関及び教職員への周知を行う。



(件 名)

**静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）素案に対する  
教育委員協議会（H26.2.17 開催）での意見要旨**

(教育政策課)

## 1 現行の基本計画の評価を踏まえた課題と対策について

協議資料の 1 (3) に、「23 年度から 25 年度までの当初計画の進捗状況の評価」と書かれているが、どのような評価があったのかが資料中に記載がないため、26 年度からの 4 年間に取り組む（施策・事業との）必然性が分からない。資料の 3 に現在の課題が記載されているが、これは課題と方策が混在していて、評価ができていないのではないか。課題を顕在化する必要がある。

## 【対応】

- ・「評価」については、素案の本文（11～15 ページ）に  
「2 第 2 期計画策定の背景 (7) 静岡県教育情報化推進基本計画の評価」を加筆
- ・「課題の顕在化」については、素案の本文（16～27 ページ）  
「3 現在の課題」に、☆静岡県の現在の課題を加筆（8 箇所）

## 2 教育課題への ICT の活用について

ICT を推進するために必要なことは、今ある教育課題に対応すること。

①学力 ②地域間格差 ③いじめ問題などの教育問題に対し、学校と地域との連携に ICT を活用し情報のやりとりを行う。ICT だからできる利便性、今ある教育課題に ICT を活用し解決して欲しい。

教育問題について、都市部と過疎部の教育サービスの格差是正についても検討して欲しい。家庭学習に ICT を活用することにより、家への持ち帰り学習が簡単にできるようにすることは意味があり、教育サービスは都市部で普及し過疎部へ展開してきたが、ICT を活用すれば過疎部から周知させることができるため、教育密度の薄い過疎部から推進していくことができる。

## 【対応】

「世界最先端 IT 国家創造宣言」では、2010 年代中に、1 人 1 台の情報端末による教育の全国的な普及・展開と教育 IT システムの標準化、デジタル教科書・教材の活用等による教育環境の IT 化を実現するとともに、学校と家庭がつながる教育・学習環境の構築することを目標としています。

また、国の第 2 期教育振興基本計画において、教育格差の解消に向け、経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援が必要とされており、学校と家庭がつながる教育・学習環境の構築は、これに資することができます。

今後、国の動向を押さえながら、情報端末やデジタル教科書・教材の効果について研究、研修を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の確かな学力を育成するために必要な環境の整備について検討することが求められています。

\*記載箇所 「3 現在の課題 17 ページ (1)ーオ」

### 3 オープンソースソフトウェアの活用について

生徒がマイクロソフト社のワードは高く購入できないというため、汎用性のあるソフトを紹介した事例がある。格差には、情報格差だけでなく経済格差もあるため、そこからこの入れを行わないとICTは定着しない。

#### 【対応】

パソコン教室等に配置された情報端末等について、学校ICT環境の定期的な更新により、ICTを適切に活用した教育活動が可能となります。

整備にあたっては、国民全体としてICTに触れる機会が増大していることを踏まえ、教育格差の解消を目指し、将来に渡って児童生徒に求められる情報活用能力を育成することができるクラウドサービスやオープンソースソフトウェアを含む汎用的なICT環境の活用について検討することが必要です。

\*記載箇所 「3 現在の課題 19 ページ (3)ーア」

### 4 ICTによる中央集権化から分散化について

ICT化は、中央集権ではなく分散化である。学校の先生の教え方について共有するなど、下から問題解決して、全体で共有するような仕組みが欲しい。教材を個別に作って、中央で決めて流すのではなくて、下で作ったものでいいものがあれば、それをあげて来て全体に広めていかないと、ICTを推進する上で莫大なお金と労力がかかると思う。労力の分散化が必要である。現場からどんどん提案があつて、それを還元するような仕組み作りが必要である。

学科、教科単位でネット上のフォーラムを作り、情報を全県下で共有できるとよい。

#### 【対応】

児童生徒への確かな学力の育成への期待や学習指導要領の改訂などに伴い、研修や教材研究の重要性が高まっています。一方、教員の事務業務の増加により、研修や教材研究のための時間が確保できないという課題があります。このため、ベテラン教員等が培ってきた技術やノウハウ、優れた指導案、教材等の教科指導に必要な教育情報を集積・データベース化して、全ての教員がその情報を共有し、教科等の単位での情報交換などが可能となることで、研修や教材研究のための時間の確保に繋がることを期待されています。

\*記載箇所 「3 現在の課題 22 ページ (4)ーオ」

第70号議案

静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年3月17日提出

静岡県教育委員会教育長

## <第 70 号議案 概要>

### 静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

#### 1 改正理由

平成 24 年 7 月中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、就学指導委員会について以下のように示された。

多くの市町教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。

就学先時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

(平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告 抜粋)

これに伴い、所要の改正を行うこととした。

#### 2 改正の概要

静岡県就学指導委員会の名称変更等

#### 3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文 夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

静岡県就学指導委員会規則（昭和53年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>静岡県就学指導委員会規則</u></p> <p style="text-align: center;">(設置及び目的)</p> <p>第1条 障害のある幼児及び児童生徒の障害の種類、程度等に応じて適切な就学指導を行うため、<u>静岡県就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を静岡県教育委員会に置く。</p> <p style="text-align: center;">(職務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>特別支援学校への就学者の適否の判断及び就学指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市町教育委員会からの依頼を受け、委員会が必要と認めた審議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他前条の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>静岡県教育委員会学校教育課</u>において処理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>静岡県就学支援委員会規則</u></p> <p style="text-align: center;">(設置及び目的)</p> <p>第1条 障害のある幼児、<u>児童及び生徒</u>（以下「<u>児童生徒等</u>」という。）について、<u>市町教育委員会が児童生徒等の障害の種類、程度等に応じて適切な就学に関する支援を行うことができるようにするため、静岡県就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を静岡県教育委員会に置く。</p> <p style="text-align: center;">(職務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>市町教育委員会からの依頼を受け、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) <u>児童生徒等に関して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する認定特別支援学校就学者としての認定を行うために必要な、障害の程度に関する審議</u></p> <p>(2) <u>その他前条の目的を達成するために必要な事務</u></p> <p style="text-align: center;">(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、<u>静岡教育事務所又は静岡西教育事務所</u>において処理する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



第 74 号議案

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正  
する規則（案）

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則  
（案）を別紙のとおり承認する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第74号議案 概要>

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則（案）

1 改正理由

生活保護基準の改正を受け、当分の間は改正前の生活保護の基準によることとする経過措置を設ける。（附則第7項関係）

その他、様式について必要な改正を行う。

2 改正の概要

生活保護の基準が改正されたことに伴い奨学金の貸与の要件が厳しくなったことを受け、当分の間は経過措置として改正前の生活保護の基準によることとする。また、その他様式の改正を行う。（様式第1号、様式第1号の2、様式第2号、様式第2号の2、様式第3号）

3 施行期日

平成26年4月1日



別紙

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第 号

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（平成17年静岡県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>6 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>6 (略)</p> <p><u>(奨学金の貸与の特例)</u></p> <p>7 <u>当分の間、第4条第1項の規定の適用については、同項第3号エ中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第1号の2中

貸与を受けようとする理由 (家庭事情などを詳細に記入)		を
貸与を受けようとする理由	<p>1 家庭事情について（詳細に記入）</p> <p>2 学業への意欲について（目標、進路希望等）</p>	に改める。

様式第2号（裏）中

人物	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></div> <p>(注) 5段階で評価してください。</p>	を
----	---	---

人物	ア 特に優れている。	
	イ 優れている。	
	ウ 適している。	(注) いずれかを○で囲むこと。
	エ 努力がいる。	
	オ かなり努力がいる。	

に改める。

様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号の2 (第6条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

家計調書

1 家族構成及び収入 (生計を同じくする全員を記載すること。)

氏名 (生年月日)	続柄	年齢	職業・学校(学年)	収入		学校給食 費の支出	世帯分離 対象者
				有無	年収 円		
( 年 月 日生)	本人			有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	
( 年 月 日生)				有・無		有・無	

2 恩給・年金等による収入 (該当するものを○で囲むこと。)

有・無	国民年金・厚生年金・恩給・児童扶養手当・特別児童扶養手当 雇用保険傷病手当金・仕送り・その他 ( )
-----	---

3 妊婦、産婦、障害者 (該当するものを○で囲むこと。)

有・無	妊婦・産婦・障害者
-----	-----------

4 医療費、介護費 (該当するものを○で囲むこと。)

有・無	医療費の支出・介護費の支出
-----	---------------

5 住宅の状況 (該当するものを○で囲むこと。)

持家・借家・借間
----------

様式第3号中

貸与を受けようとする理由 (家庭事情などを詳細に記入)	
--------------------------------	--

を

貸与を受けようとする理由	1 家庭事情について (詳細に記入) 2 学業への意欲について (目標、進路希望等)
--------------	---

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第 75 号議案

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正  
する規則（案）

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規  
則(案)を別紙のとおり承認する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第75号議案 概要>

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則（案）

1 改正理由

高等学校等就学支援金制度の改正に合わせ、所得要件の確認方法を見直したことにより、必要な改正を行う。（第2条、第4条、様式第2号、様式第3号関係）

2 改正の概要

貸与を受けることができる者の要件を、「申請者の保護者等の、市町村民税所得割の額が51,300円未満であること」に改正する。

3 施行期日

平成26年4月1日

別 紙

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第 号

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の年間の収入が、知事が別に定める額以下であること。ただし、申請者が、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の控除対象配偶者（以下「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第34号の扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有しているとき、又は控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当するときは、当該申請者又は当該申請者を控除対象配偶者若しくは扶養親族としている者の年間の収入が、所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額に知事が別に定める割合を乗じて得た額以下であること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(貸与の申請)</p> <p>第4条 申請者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>収入見込調書（様式第3号）</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）<u>に係る保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項の保護者等をいう。以下同じ。）の、市町村民税所得割（貸与を受ける年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額が51,300円未満であること。ただし、保護者等が2人以上いるときは、それぞれの市町村民税所得割の額が、いずれも51,300円未満であること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(貸与の申請)</p> <p>第4条 申請者は、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

身 上 調 書

年 月 日現在

続柄	氏名 (生年月日)	年齢	職業 (勤務先又は在学校名及び学年)	市町村民税 所得割の額
本人	( 年 月 日生)	歳	(勤務先) (在学校名及び学年)	円
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			
	( 年 月 日生)			

注 生計を同じくしている者を記入すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



第76号議案

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年3月17日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 76 号議案 概要>

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由及び概要

- (1) 特別支援学校に栄養教諭を配置することとしたため、所要の改正を行う。(第 9 条関係)
- (2) 学校に専門員を配置しないこととしたため、所要の改正を行う。(第 33 条関係)

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第9条 (略)	(職員) 第9条 (略)
2 (略)	<u>2 必要と認める特別支援学校に、栄養教諭を置く。</u>
3 前2項の職員の定数は、教育委員会が別に定める。	3 (略)
(事務長等) 第33条 (略)	4 前3項に規定する職員の定数は、教育委員会が別に定める。
2～4 (略)	(事務長等) 第33条 (略)
5 学校に、必要に応じて専門員を置く。専門員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。	2～4 (略)
6～8 (略)	5～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



第 77 号議案

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 3 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 77 号議案 概要>

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について

- 1 改正の理由及び概要  
特別支援学校に栄養教諭を配置することとしたため、所要の改正を行う。(第 5 条関係)
- 2 施行期日  
平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

静岡県教育委員会委員長 加藤 文夫

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。





# 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則

## 新 旧 対 照 表

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前

第5条 評価者は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる第1次評価者及び第2次評価者とする。

評価対象者		評価者	
		第1次評価者	第2次評価者
校長		教育長が指定する者	教育長
副校長、教頭、事務長、船長		校長	教育長が指定する者
高等学校 中学校	教諭、助教諭、講師、養護教諭 養護助教諭、実習助手	副校長 教頭	校長
	事務職員、技能労務職員	事務長	
	技術職員、技能労務職員	船長	
特別支援 学校	教諭、助教諭、講師、養護教諭 養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員	副校長、教頭 部主事	校長
	事務職員、学校栄養職員、技能労務職員	事務長	

- 2 副校長は、校長の指定により、校長の第2次評価者の職務を行うことができる。
- 3 副校長、教頭及び部主事が配置されている学校は、第1次評価者となる者を校長が指定する。
- 4 評価者に事故等特別な事情があるときは、教育委員会が指定した者が評価を行う。

(略)

改 正 後

第5条 評価者は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる第1次評価者及び第2次評価者とする。

評 価 対 象 者		評 価 者	
		第1次評価者	第2次評価者
校長		教育長が指定する者	教育長
副校長、教頭、事務長、船長		校長	教育長が指定する者
高等学校 中学校	教諭、助教諭、講師、養護教諭 養護助教諭、実習助手	副校長 教頭	校長
	事務職員、技能労務職員	事務長	
	技術職員、技能労務職員	船長	
特別支援 学校	教諭、助教諭、講師、養護教諭 養護助教諭、栄養教諭、実習助手 寄宿舎指導員	副校長、教頭 部主事	校長
	事務職員、学校栄養職員、技能労務職員	事務長	

- 2 副校長は、校長の指定により、校長の第2次評価者の職務を行うことができる。
- 3 副校長、教頭及び部主事が配置されている学校は、第1次評価者となる者を校長が指定する。
- 4 評価者に事故等特別な事情があるときは、教育委員会が指定した者が評価を行う。

(略)



## 第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果に関する報告	1
2	富士山キッズ・スタディ・プログラム 小学校6年生社会科教材 「富嶽三十六景で学ぶ 江戸に栄えた町人文化」	9
3	生涯学習情報発信システムの構築について	10
	平成26年4月の主要行事予定	11
4	<非>平成25年度末定年退職予定者再雇用状況報告（小中学校）	非
5	<非>平成25年度末公立小中学校主幹教諭選考試験の結果について	非
6	<非>平成25年度末栄養教諭特別選考試験の結果について	非

**【机上配布】**

「静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画の策定」

「第2期“ふじのくに”子ども・若者プランの策定」

## 監査結果に関する報告

(教育総務課)

### 1 監査の結果

平成26年3月5日に、今年度、第4回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、11月11日から1月29日までに実施した53箇所の県立学校等に係る監査について、別紙のとおり9件の指摘、29件の指示を受けた。また、12件の指導事項があった。

### 2 指摘等事項の概要

指摘は、富士宮北高校他4校における教員による生徒への体罰行為の発生が5件、伊東高校の公務中における交通違反(著しい速度超過)の発生、裾野高校の個人情報紛失、富士宮北高校の旅費の不正受給、横須賀高校の窃盗事件の発生に関するものである。

指示の29件は、公務中における交通加害事故の発生が9件、教員による生徒への体罰行為の発生が9件、教員による生徒への不適切な発言が1件、中学生一日体験入学での負傷事故の発生が1件、公務外における交通違反(著しい速度超過)の発生が1件、機関名非公表の多数の生徒が関与する窃盗事案の発生が1件と財務に関するものが7件である。

指導事項は、業務委託の不適切な検査体制などであった。

### 3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、3月6日に監査課から記者提供された。

### 4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成26年6月5日までに監査委員へ報告する。

(別紙)

指摘 9 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指摘等 の区分	指 摘 等 事 項	
伊東高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 摘	件 名	公務中における交通違反（著しい速度超過）の発生
		内 容	平成 25 年 10 月に通勤途上で交通違反（著しい速度超過）が発生していた。
裾野高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 摘	件 名	生徒の個人情報の紛失
		内 容	平成 25 年 8 月 20 日から 9 月 2 日にかけて、3 年生 17 人分の就職用調査書の下書き、指導要録の写し、調査書発行簿を紛失していた。
富士宮北高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	富士宮北高等学校の教諭 3 名は平成 24 年度中、部活動の練習や宿泊研修で生徒の頬を平手で叩く、臀部を蹴るなどの体罰を行った。
		件 名	教員による旅費の不正受給
		内 容	富士宮北高等学校の教諭は過去 5 年間にわたり、部活動で生徒を引率する際、後援会所有のマイクロバスや自家用車を利用して適正な届出をせず、公共交通機関利用相当の旅費を不正に受け取っていた。
島田工業高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	島田工業高等学校の教諭は平成 24 年 5 月、生徒指導をする際に太腿を蹴る、頬を平手で叩くという体罰を行った。
吉田高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	吉田高等学校の教諭は平成 24 年 12 月、部活動の指導をする際、生徒の頬を平手で 3、4 回叩き、口の辺りを 1 回蹴り、上唇が切れて出血する怪我を負わせた。また、同教諭は同校体育館で活動するクラブの小学生を指導する際、小学生 2 名の頬を平手で叩く体罰を行った。

相良高等学校 平成 25 年 11 月 19 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	相良高等学校の教諭は平成 24 年 12 月、部活動終了後のミーティングで生徒の聴講態度が反抗的であると感じ生徒の頸部を片手で押さえて強く押したところ、生徒は後退し校舎窓ガラスに後頭部をぶつけた。
横須賀高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 摘	件 名	教員による窃盗事件の発生
		内 容	横須賀高等学校の教諭は平成 24 年 8 月、パチンコ店駐車場で他人の車から ETC カードを盗み、東名高速道路で使用した。
浜北西高等学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 摘	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	浜北西高等学校の教諭は平成 24 年 9 月、部活動の指導で生徒の頬を平手で叩く体罰を行い、また、同年 10 月にも別の教諭が同様の体罰を行っていた。さらに、別の教諭は 24 年 4 月、授業中に出席簿で生徒の頭を叩くなどの体罰を行っていた。

指示 29 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指摘等の 区分	指 摘 等 事 項	
伊東高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	伊東高等学校の教諭は平成 24 年 7 月から 12 月までの間、部活動の指導や授業中に生徒の頬や頭を叩いたり、臀部を蹴る体罰を行った。
裾野高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	裾野高等学校の教諭は平成 24 年 6 月、放課後の生活指導の際、指導に従わない生徒の頭を平手で叩く体罰を行った。また、同年 10 月、授業中に危険行為を行った生徒に指導をする際、頭を平手で叩く体罰を行った。



富士宮北高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	通勤手当の認定遅延
		内 容	平成 25 年度の通勤手当の認定が遅れ、10 月に 4 月以降の手当が遡及支給されていた。
相良高等学校 平成 25 年 11 月 19 日	指 示	件 名	公有財産台帳登載額の誤り
		内 容	平成 23 年度の公有財産台帳価格の改定方法の変更に伴い工作物の評価替えを行ったが、評価額の計算を誤り公有財産台帳登載額に誤りが生じていた。
(機関名非公表) 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	多数の生徒が関与する窃盗事案の発生
		内 容	平成 24 年度に多数の生徒が関与する窃盗事案が発生していた。
浜北西高等学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 1 件、25 年度に 1 件、公務中や通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
埋蔵文化財センター 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 2 件、公務中で交通加害事故が発生していた。
土肥高等学校 平成 26 年 1 月 28 日	指 示	件 名	中学生一日体験入学での参加者負傷事故の発生
		内 容	平成 25 年 8 月に実施された中学生一日体験入学の理科の授業でフラスコが破裂し、見学していた保護者 1 名が負傷した。
菰山高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	業務委託の代行者選定書類の未徴収
		内 容	平成 24 年度の自家用電気工作物保安管理業務委託契約で、契約書で定められた業務の代行者を選定する書面を提出させていなかった。また、25 年度の契約でも同様であった。
伊豆中央高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	伊豆中央高等学校の教諭は平成 24 年 11 月、部活動の指導をする際、生徒の太腿から尻にかけて蹴ったり、平手で頬を叩いたりする体罰を行った。

沼津城北高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	公務外における交通違反（著しい速度超過）の発生
		内 容	平成 24 年 8 月、教員による公務外での交通違反（著しい速度超過）が発生していた。
吉原工業高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	実習室での火災の発生
		内 容	平成 24 年 8 月、工業試験実習室の扇風機の電源スイッチの切り忘れにより、扇風機が過熱、発火し、床板 8 枚が焦げ、実験台側板パネル 1 枚が損傷した。
静岡西高等学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	静岡西高等学校の教諭は平成 24 年 9 月、部活動の指導をする際、生徒の頬を平手で叩く体罰を行った。また、25 年 1 月にも生徒の頭をクリップボードで叩く体罰を行った。
静岡農業高等学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	静岡農業高等学校の講師は平成 25 年 1 月、部活動の指導をする際、指導に対する生徒の不満などの受け答えに感情的になり、臀部を蹴り、頬を平手で叩く体罰を行った。
大井川高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	大井川高等学校の教諭は平成 24 年 12 月、部活動の指導中に動きの悪い生徒を集合させ、1 回ずつ頬を叩くという体罰を行った。
掛川工業高等学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	掛川工業高等学校の教諭は平成 24 年 12 月、校則に反する服装をしていた生徒を注意する際、生徒の頬を平手で 1 回叩く体罰を行った。
天竜林業高等学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	物品盗難事故の発生
		内 容	平成 24 年 9 月ごろ、校内に保管してあった自動設計製図装置（パーソナルコンピューター式）のうち、ビデオプロジェクター 1 台が盗難に遭った。

浜松北高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 3 件、25 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
浜松東高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	①公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 1 件、25 年度に 1 件、通勤途上で連続して交通加害事故が発生していた。
		件 名	②教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	浜松東高等学校の教諭は平成 24 年 6 月、部活動に取り組む姿勢を指導する際、部員 5 人に胸を小突いたり腰を足で押す体罰を行った。
伊豆総合高等学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	伊豆総合高等学校の教諭は平成 24 年 11 月、生徒から発熱を理由に部活動を休ませて欲しいとの申し出を受けたが実際は発熱がなかったため、指導の際、生徒の頬を平手で 4～5 回殴る体罰を行った。
		件 名	教員による生徒への体罰等（不適切な発言）の発生
		内 容	伊豆総合高等学校の教諭は平成 24 年 12 月、部活動の練習試合で生徒が安易なプレーを続けたため、「言われていることが分からないようなら、特別支援学校に行くしかない」という旨の不適切な発言をした。
静岡聴覚特別支援学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	公有財産台帳価格評価替えの未実施
		内 容	平成 24 年度に公有財産台帳価格の評価替えを実施していなかった。
東部特別支援学校 平成 26 年 1 月 8 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 1 件、24 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
清水特別支援学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。

袋井特別支援学校 平成 25 年 12 月 25 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 3 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
浜北特別支援学校 平成 26 年 1 月 27 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 24 年度に 1 件、25 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
浜松特別支援学校 平成 25 年 11 月 22 日	指 示	件 名	公務中における交通加害事故の発生
		内 容	平成 23 年度に 5 件、24 年度に 1 件、通勤途上で交通加害事故が連続して発生していた。
浜名特別支援学校 平成 25 年 11 月 20 日	指 示	件 名	契約書の記載誤り
		内 容	平成 24 年度の産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約で、単価の基準となる処分単位量の記載を誤って契約書を作成していた。また、25 年度も同様に誤った契約書を作成していた。

「指導事項」 12 件

指 導 事 項	
件 名	公務中における交通加害事故の発生
内 容	平成 24 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
件 名	業務委託の不適切な検査体制
内 容	平成 25 年度の教職員住宅跡地境界標設置業務委託で監督員が検査員を兼務していた。
件 名	公務中における交通加害事故の発生
内 容	平成 24 年度に 1 件、25 年度に 1 件、通勤途上で連続して交通加害事故が発生していた。
件 名	公務中における交通加害事故の発生
内 容	平成 24 年度に 1 件、25 年度に 1 件、通勤途上で連続して交通加害事故が発生していた。
件 名	建設工事の不適切な契約手続
内 容	平成 24 年度の非常放送設備更新工事で、契約書に工事請負契約約款を添付すべきところ、誤って業務委託契約約款を添付していた。

件名	公務中における交通加害事故の発生
内容	平成 24 年度に 1 件、25 年度に 1 件、通勤途上で連続して交通加害事故が発生していた。
件名	多数の生徒が関与する窃盗事案の発生
内容	平成 23 年度から 25 年度に多数の生徒が関与する窃盗事案が発生していた。
件名	多数の生徒が関与する窃盗事案の発生
内容	平成 22 年度から 24 年度に多数の生徒が関与する窃盗事案が発生していた。
件名	変形労働時間制による割振り簿の未作成
内容	平成 24 年 12 月の研修旅行生徒引率業務を変形労働時間制により割振りしているが、1 名分について割振り簿が未作成であった。
件名	非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り
内容	平成 25 年度の非常勤職員の年次有給休暇の付与日数に誤りがあった。
件名	減価償却費の未計上
内容	平成 18 年度以降、一部の固定資産に減価償却費の未計上があった。
件名	退職給付引当金の計上誤り
内容	平成 24 年度決算で退職給付引当金に計上不足があり、引当金の会計方針が未整備であった。

(件 名) 富士山キッズ・スタディ・プログラム  
 小学校 6 年生社会科教材  
 「富嶽三十六景で学ぶ 江戸に栄えた町人文化」

(学校教育課)

## 1. 概要

本教材は、未来を担う子どもたちに、富士山を、ふるさとを、日本を大切に思う気持ちを持ってもらえるよう、平成 25 年 4 月に、認定 NPO 法人富士山を世界遺産にする国民会議及び富士山世界文化遺産登録推進静岡・山梨両県合同会議から、静岡県・山梨県内全小学校（公立・国立・私立）に無償提供された。

## 2. 教材セットの内容

冊子（教師用資料 指導案、板書例、映像解説等）  
 映像 DVD（映像グリッ教材、先行実施授業記録映像）  
 浮世絵「富嶽三十六景」（掲示用、グループ学習用）

## 3. 授業のねらい（例）

葛飾北斎の「富嶽三十六景」に描かれた庶民の様子から、当時の人々の生活や富士山への思いを想像し、発表することを通して、現在も江戸時代も、富士山が日本人にとって大切なことに気づく。

## 4. 教材の活用

## (1) 活用率 学校対象アンケート調査 平成 25 年 12 月実施

	活用した	富士山の日等で今後活用	計
静岡県教育委員会管内小学校	194 校 60.6%	59 校 18.5%	263 校 79.1%
山梨県教育委員会管内小学校	97 校 56.1%	34 校 19.6%	131 校 75.7%

## (2) 子どもの感想

- 江戸時代の人々が富士山にすごくあこがれていたと知って、富士山のふもとに住んでいられて幸せだなと思いました。いつも富士山をあたりまえのように思っていたので、その「あたりまえ」のことに感謝し、自分が富士山のためにできることがあったらぜひやりたいです。そして、「いつまでも人から愛されるような山になってもらえたらいいな」と思いました。

## (3) 教員の声

- 教材や指導案が充実している。日頃見ている富士山への見方・考え方が変わったようである。授業の実施時期が、世界文化遺産登録後であったことも相まって、一層興味を持って学習に臨んでいた。今後も継続して教材を使用するとともに、より身近な地域教材も発掘していきたい。

## 生涯学習情報発信システムの構築について

(総合教育センター)

### 1 目的

ICTを活用し、県内の多様な生涯学習関連機関が乗り入れることができる生涯学習情報発信サイトを再構築する。子どもから成人までの学習情報を一元的に提供することで利便性を高めるとともに、県民の「だれもが」「いつでも」「どこでも」生涯にわたって学び続ける意欲を高める。さらに、生涯学習関連機関が、情報を発信、共有しやすくすることにより連携を促進し、生涯学習社会の構築を目指す。

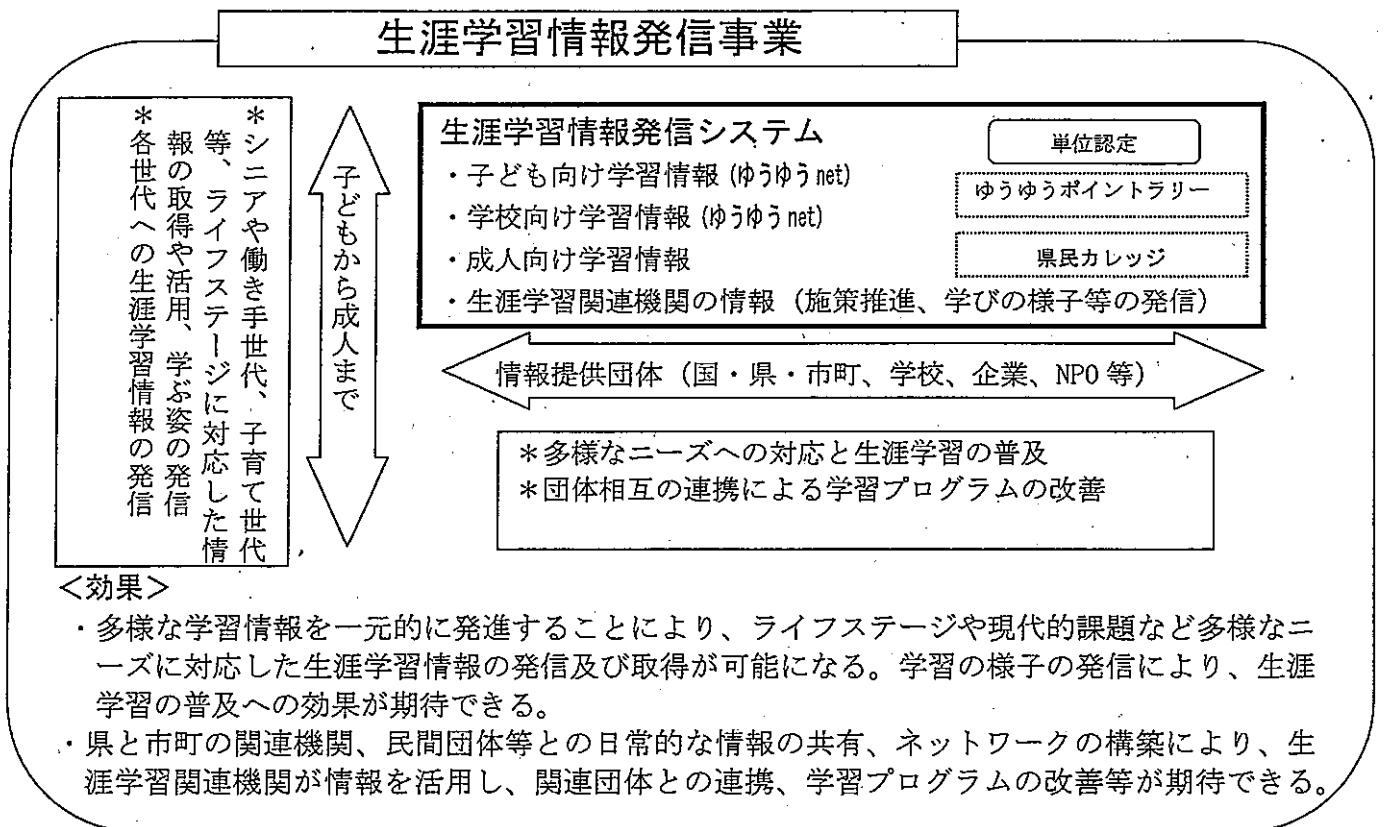
### 2 サイト再構築の方向性

#### (1) 学習情報の一元的な発信

ふじのくにゆうゆう net の現状機能をベースに、多様な生涯学習関連機関が情報を入力しやすい機能や、子どもから成人までの学習情報検索機能、学習の様子発信機能等を強化する。

#### (2) 生涯学習関連機関によるネットワークの構築

生涯学習関連機関同士がサイト上で情報を共有し、活用する機能、より効果的な情報の発信をするための機能等を充実させる。



### 3 構築方法及び予算

専門的な知識と技能を持った外部機関にシステム開発と運用保守を委託するとともに、検討委員会でサイトの検討を進める。

開発費用 5,190 千円 (単年度) 運用保守費用 3,300 千円 (5年間債務負担)

### 4 運用開始日 平成 26 年 10 月 1 日

(件名)

## 平成 26 年 4 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
4 / 2 (水) 13:00~	◎平成 26 年度 教育行政の基本方針等 連絡会議 ◎教育委員会定例会 (4 月第 1 回)	県庁西館 4 階第 1 会議室 県庁西館 8 階教育委員会議室
4 / 7 (月) 9:50~10:50	○県立天竜高等学校開校式 【溝口委員・興委員】	県立天竜高校体育館
4 / 10 (木) 14:00~15:00	○県立清流館高等学校開校式 【加藤委員長・高橋委員】	大井川文化会館ミュージコ (焼津市宗高 888)
4 / 14 (月) 9:30~	◎教育委員会定例会 (4 月第 2 回)	県庁西館 8 階教育委員会議室

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ